

議案第 78 号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 7 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について必要な事項を定めるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年里庄町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「始め若しくは」を「始め、又は」に、「当該育児休業の承認が効力を」を「、当該育児休業の承認が効力を」に、「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後」を「失った後」に、「休業若しくは」を「休業又は」に、「若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと」を「が次に掲げる場合に該当することとなったこと」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817号の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号中「若しくは」を「又は」に、「失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後」を「失った後」に、「又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居するこ

ととなったこと」を「が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「保育」の次に「及び介護時間」を加え、「を承認されている」を「の承認を受けて勤務しない」に改める。

第3条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

(里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成6年里庄町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」を加え、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって里親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」を加える。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第5条 里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、同条第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条の規定による改正前の里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の里庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。